ゴロテク編で「答案構成パターン」ごとに語呂合わせとテクニックを修得！
ヤマ当て編で宮口講師渾身のヤマ当て新作問題を取り組み、本番に勝つ！！

R2論文本試験
意匠Ⅱ

甲は、日本国内において、自ら創作した意匠**イ**に係る物品**a**を業として製造し、**丙**に納品していた。
その後、**乙**は、物品**b**に係る意匠**ロ**を出願し、意匠登録を受けた。意匠**ロ**の形状、模様及び色彩の結合（以下、形状等）は、意匠**イ**の形状等と同一である。
乙が当該意匠権に基づいて**甲**に対し、意匠権侵害の訴えを提起した。**甲**の意匠**イ**に係る物品**a**の製造及び納品の行為は、意匠法第２条第２項に規定する実施に該当するものとし、この行為は現在も続いている。
乙の訴えに対して**甲**が訴訟上なし得る主張について説明せよ。
なお、**乙**の出願は、冒認出願でも、変更出願でもなく、優先権の主張を伴わないものとする。また、設問に記載した意匠登録出願以外の出願を考慮する必要はない。

ヤマゴロ
ちら見せ

講師レジュメ

答案構成パターン７【侵害系被告 ver.】

１．否認
登録意匠と非類似なら、否認可。

２．抗弁
⑴ 先使用権（29条）
⑵ 先出願による通常実施権（29条の２）
⑶ 無効の抗弁（準特104条の３第１項）
⑷ 公知意匠の抗弁（←Ｒ１口述試験に出題されているので、要注意！）
⑸ 消滅の抗弁（49条）

ここは
このゴロで
解ける！

ここで使う
テクニックは
これだ！

【応用例２】

甲は、掌で握るグリップ部分とそれ以外のフレーム部分が金型にて一体的に成型される斬新なデザインの「テニスラケットフレーム」（テニスラケットからガット部分を取り除いた物品であって、経済産業省令で定める「意匠に係る物品等の例」に掲げられているものとする。）を開発した。この場合において、以下の設問に答えよ。
ただし、新規性は喪失していないものとする。また、**甲**は在外者ではないものとする。さらに、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。
⑴ **甲**が意匠登録出願をするにあたり、出願態様としてどのようなものが考えられるか。
⑵ 設問⑴において掲げた意匠登録出願をする上で**甲**が留意すべき事項について説明せよ。

【答案構成】
~~部品~~、部分、画、建、完成品（全体）／ 関、~~パ~~、~~組~~、~~内~~ ／ 秘、~~動~~、~~管理~~、~~新~~、~~国際~~
６条、７条、６条１項３号、
~~意匠に係る物品の説明~~、意匠の説明、図面、本意匠の表示

【答案】 いずれの部分に特徴があるのか不明ゆえ、このように仮定形で書く必要がある。

設問⑴について
１．部分意匠（２条１項かっこ書）の意匠登録出願
⑴ グリップの形状に特徴があれば、当該グリップ部分につき意匠登録出願をすることが考えられる。当該部分を取り入れつつ、テニスラケットフレームの意匠全体で非類似とする巧みな模倣に対処するためである。
⑵ 当該グリップ部分以外のフレーム部分の形状に特徴があれば、当該グリップ部分以外の部分につき意匠登録出願をすることが考えられる。
２．全体意匠の意匠登録出願
テニスラケットフレーム全体について意匠登録を受けることで、これと同一又は類似

＊講師レジュメの画像はサンプルです。

＋ **見解論述**

見解論述問題とは …解答者の見解を問う「論ぜよ」「論述せよ」というタイプの問題

単に「答えよ」「述べよ」「説明せよ」というタイプの問題は、訊かれている事項及び結論が明確であることが多いのに対し、見解論述問題では、**結論に至るプロセスが重視されるため、実力の差が出やすいです。**
そこで、試験官に「凄い！」と思わせる論述力を養成すべく、このような論述系の問題への対処方法を伝授します！

⑵ 登録商標の使用の立証において、いわゆる「商標的使用」（自他商品・役務識別機能発揮する態様での使用）を必要とする立場と「商標的使用」を必要としない立場とがある。
商標法第 50 条の趣旨に照らして、以下の①～③に答えよ。
① 「商標的使用」を必要とする立場について説明せよ。
② 「商標的使用」を必要としない立場について説明せよ。
③ いずれの立場が妥当と考えるか論ぜよ。

R１論文本試験
商標Ⅱ（2）

LEC東京リーガルマインド